平成２５年（フ）第１５０４号
福岡市西区愛宕浜２丁目２番７―309号
債務者　海老原知代
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５２０号
福岡市南区向野１丁目11番８―106号
債務者　高橋　　貴
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５３０号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目18番37号　みどり荘19号
債務者　大石塗装興業こと大石剛こと　大石明広
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６１１号
福岡市東区多の津５丁目23番４号
債務者　吉田　津一
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２２号
福岡県久留米市通外町94番地　日の出アパート101号、前住所福岡県久留米市上津２丁目５番10号　グリーン上津101号
債務者　辻　　善高
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２９２号
宮崎市日ノ出町152番地１
債務者　上水流弘志
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４７号
秋田県大館市沼館字神田表24番地１
債務者　小池　美紀
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第３１９号
山梨県甲斐市牛句2350番地43
債務者　宮川　芳和
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢677番地１
債務者　佐野　浩通
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
山梨県笛吹市石和町河内487番地　ソレイユヴィラージュＡ101
債務者　萩原　雅子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
愛知県みよし市園原３丁目10番地７　パークタウン三好Ｂ５号
債務者　小池　康江
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
群馬県みどり市大間々町大間々422番地１
債務者　齊藤めぐみ
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４８号
岐阜県美濃加茂市山手町３丁目18番地１
債務者　田下美津子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第９２号
三重県志摩市磯部町的矢939番地168　ロイヤルヴァンベール志摩的矢湾502号、前住所三重県志摩市浜島町浜島2879番地１
債務者　柴原　　聰
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２１５３号
大阪市東淀川区淡路３丁目７番13号
債務者　湯本千紗子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２０３号
大阪市住吉区墨江３丁目11番９―101号
債務者　大畑　君子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２４号
大阪市東住吉区矢田４丁目２番41号
債務者　後藤キミ子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６３８号
大阪府吹田市南吹田５丁目37番23号
債務者　森　　俊雄
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部